

情報発信ルール

1. 目的

郡上市が発信する、市民生活に関わる各種お知らせや、市外に向けた観光PR等の情報を市民等に確実に届けるため、市が保有する各種情報媒体の相乗的な活用について情報発信手順を定める。

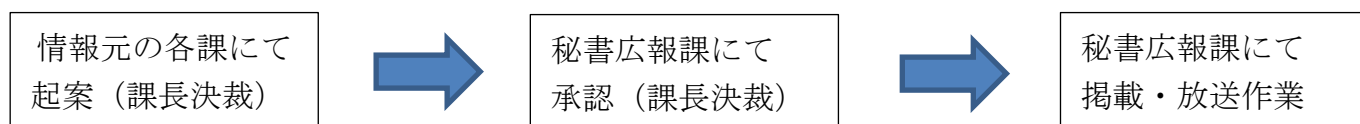
2. 情報媒体の種類(10 種)

ホームページ、CATV（データ放送・文字放送・番組放送）、
郡上市アプリ（データ放送に連動）、ツイッター、郡上市配信メール、広報誌、防災行政無線、
YouTube、フェイスブック（観光）、エリアメール（防災）

3. 情報発信のルール ※情報発信フロー図参照

- ① 市の情報発信の中心的機能として、ホームページ及びCATVデータ放送（番組放送は別途）に、各分野からのお知らせなど全ての情報を掲載する。
- ② ①の情報の内、重要性や話題性、拡散性等の必要に応じ、CATV番組放送、広報誌、無線放送、YouTube、ツイッターでの周知についても連携して活用する。
- ③ ②の依頼には、①を要件とする。
- ④ 情報発信の作業時期については、広報誌の原稿提出時（発刊月の前々月の下旬）またはCATV番組放送作成・無線放送申請時（放映・放送の2週間前）を始期とする。
- ⑤ 情報発信の作業時間については、原則として開庁時間内（平日の8:30～17:15）とするが、防災情報をはじめ催事に関する緊急情報など必要に応じ開庁時間外での発信を行う。
- ⑥ ⑤については、秘書広報課と事前協議を行うとともに、情報発信内容については情報元の各課において作成する。
- ⑦ ⑥に関し、更に迅速な情報発信の対応に向けては、ツイッターを効果的に活用するよう情報元である各課においてアカウントを取得のうえ管理運用（各課承認・掲載）することができる。

4. 運用手順 ※郡上市配信メール、フェイスブック（観光）、エリアメール（防災）については運用責任各課にて対応



5. 管理・運用責任課

情 報 媒 体	管理責任課	運用責任課
ホームページ、ツイッター、広報誌、無線放送、YouTube	秘書広報課	秘書広報課
CATV（データ放送、文字放送、番組放送）	情報課	秘書広報課
郡上市アプリ	情報課	情報課
郡上市配信メール、エリアメール	総務課	各 課
フェイスブック	観光課	観光課